

廃第1814号-3
令和7年3月19日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県八千代市麦丸1111番地1 株式会社山友興業（代表取締役 山下 友輔） （法人番号 8040001042575）
許可の番号	第01200161870号
処分の年月日	令和7年3月19日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社山友興業は、産業廃棄物収集運搬業者であるところ、法定の除外事由がないにもかかわらず、産業廃棄物の収集及び運搬を再委託した（以下「本件再委託」という。）。 本件再委託は法第14条第16項の規定に違反するもの（再委託禁止違反）であって、法第14条の3第1号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件である「情状が特に重いとき」に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1835号-3
令和7年3月21日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県旭市倉橋字和田戸1番 旭バイオ株式会社（代表取締役 阿部 慎一） （法人番号 4040001063328）
許可の番号	第01220214724号
処分の年月日	令和7年3月21日
処分の内容	産業廃棄物処分業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	旭バイオ株式会社（以下「旭バイオ」という。）は、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者に当たらない者に対して、旭バイオの中間処理場で発生した産業廃棄物を引き渡し、もって当該産業廃棄物の処分を委託した（以下「本件処分委託」という。）。 本件処分委託は法第12条第5項の規定に違反するもの（委託基準違反）であって、法第14条の3第1号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件である「情状が特に重いとき」に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1847号-3
令和7年3月24日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業に係る行政処分（停止）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3により産業廃棄物処理業の事業停止を命じたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県習志野市谷津二丁目4番29号 サード・エクシブ株式会社（代表取締役 齋藤 清貴） （法人番号6040001015509）
許可の番号	許可番号第01200145397号
処分の年月日	令和7年3月24日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の事業の全部停止（令和7年3月24日から令和7年4月22日までの30日間）
処分理由 〔該当条項を含む〕	<p>サード・エクシブ株式会社（以下「サード・エクシブ」という。）は、元請業者として解体工事を請け負い、当該各解体工事に伴い発生する産業廃棄物の運搬を他人に委託したところ、当該産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付しなければならないにもかかわらず、当該各解体工事の着工前に管理票を交付していた。</p> <p>また、サード・エクシブが交付した管理票には、当該産業廃棄物の種類及び数量等の事項が記載されていなかった。</p> <p>これらのことは、「その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者……は、その産業廃棄物……の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者……に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票……を交付しなければならない。」と規定する法第12条の3第1項に違反するものとして、法第14条の3第1号に該当する。</p>
備考	—

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684